

第三十一次回国会 衆議院 通信委員會議録 第十号

昭和三十四年二月二十七日(金曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 淺香 忠雄君

理事 秋田 大助君 理事 上林山榮吉君

理事 進藤 一馬君 理事 根本登美三郎君

理事 桑山 博君 理事 片島 潜君

理事 小松信太郎君 理事 森本 靖君

木村 武雄君 武知 勇記君

塚田十一郎君 平野 三郎君

小澤 貞孝君 金丸 徳重君

原 茂君

出席國務大臣

郵政大臣 寺尾 豊君

出席政府委員

郵政事務次官 廣瀬 正雄君

郵政事務官 大塚 茂君

(簡易保險局長)

郵政事務官 西村 尚治君

(經理局長)

委員外の出席者

郵政事務次官 小野 吉郎君

專門員 吉田 弘苗君

二月二十七日

委員栗原俊夫君辭任につき、その補欠として小松幹君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

簡易生命保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

○淺香委員長 これより會議を開きます。

簡易生命保險法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を行います。質疑の通告があります。順次これを許します。

金丸徳重君。

○金丸(徳)委員 先日、の委員會でいろいろ伺いたしまして、はっきりいたしましたことは、郵政当局の非常な御苦心、御計画にもかかわらず、必ずしも現在の伸展の状況が将来に向つて安心しているような状況にはなつておらぬということをごさいますして、これをお配りいただきました資料によつて見ましても、簡易保險と民間保險及び農業共済保險といひますか、そういうものの足取りを比較してみますと、これは政務次官、表によつてひごらんおきをおきいただきたのであります。省議その他の席上でよく御記憶になつておることとは思ふのであります。この席上さらに復習するといふ意味においてごらんをいただくのであります。この表によりますと、二十五年におきましてはわが国における保險分野の中で、簡易保險が占める件数の率は七十七%、金額が四六%、こういう数字を示しておるのであります。それが二十六年に至りますと、件数で五八%に減り、金額が三四%に減つてきた。こうしただんだん減る傾向をたどりまして、三十年度に至りますと、簡易保險は件数において三九%、金額におきましてはわずかに二九%程度であります。それから三十二年度、昨年度におきましては件数がさ

らに率を低めまして三三%、金額にいたしましてはわずかに一九%ということであるのであります。これに對しまして、民間保險がぐんぐん伸びておること、これは申し上げるまでもないであります。数年前から始められておるところの農業共済保險が、件数、金額ともに年を重ねるにつれておるのではありません。こういう状況は、なほ簡易保險も金額及び件数ともにふえてはおるけれども、ふえる率といふものはわが国における生命保險事業の事業全体の足取りに比へますと非常にのろい、消極的といひます。比較いたしますと非常に足踏みしておるような状況でありまして、何といひますか、よそさんが進むのについてこちらの方はおくれおきておる、ますますおくれる傾向が強くなつておるというやうな状況になつておるのであります。こうしたことを私は非常に憂へるのであります。その原因を先般も尋ねいたしたのであります。あるいはサービス面において遺憾点もあるやうであります。今後大いに改善しなければならぬ面もあるやうであります。そうしてその改善策の一つといひまして、今回御提案になつておるところの家族保險というやうな新しいものを御提案になつたこととあります。私も大へん御苦心のあるところ、十分お察しできます。従いまして全幅の賛意も表したいのであります。しかしながら、これをもつてして

今のやうな非常に足取りののろくなつておる状況を一挙に挽回するということとは、容易ならぬことだと思ひます。とうていそれをもつて満足し、將來に期待をかけるということはでき得ないのではないかと思ひまして、その辺にさらにいふことも工夫をこらしていただかなければならぬ点があろうかと思ふのであります。

そこで、そういう民間保險の非常な發展の状況あるいは農業共済保險における、年とともに發展していく状況と比較いたしまして、簡易保險がどうして管理者及び現場従業員諸君の苦心慘たんの努力にもかかわらず、こうした状況に陥つておるかということをつぶさに見てみますと、ここにはたとへばどうも人手が足りないのではないかと、いろいろなことも考えられるわけでありま

ておるといふやうな点も大きな原因でありましようし、さらに保險料の問題であります。最近新聞の伝えるところによりますと、民間保險におきましては保險料の低下を計画いたしておるやうであります。そうすると、ここ

にまた大きな問題をはらんで参るのであります。簡易保險は低料にして簡便なる保險を提供するといひながら、民間保險と比較して必ずしも低料ではないのだ、案外高いのだといふことになりまして、一そうこの足取りの伸びを阻害する、減殺するといふやうな結果を招くのであります。これらにつきましても心配の種と申さなければならぬのであります。そのほか福祉施設の問題であります。あるいは、私はききやう最後の問題として伺ひしなればならぬと思つておるのであります。長期間苦勞なされておるのにもかかわらず、現在の状況が必ずしも簡易保險の事業發展のために役立つやうな方向あるいは方法においてやられておらないのではないかと、いふやうな心配もございまして、そうした幾つかの問題がからみからんで、わが国における保險事業の全分野が非常に大きな足取りをもつて進んでおるのかかわりなく、簡易保險がこのような停滞の状況の運命に陥つておるということになるかと思ふのであります。さうな意味におきまして、ききやうは少しこまくなるのであります。一つ一つお聞きをいたして参りたいと思ひ

ます。

第一に定員の問題であります。現場の声をたまたま私どもが耳にいたすところによりますれば、やはり今のような募集難あるいは維持難が訴えられるときにおいて、手不足あるいは人不足という面がかなり現われてきておるのではないかと思うのであります。最近数年間における簡易保険従業員の定員の増加状況というようものを一つお示しをいただきたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 ただいまの金丸委員の御意見でございますが、簡易保険の現在並びに将来を深慮されまして、まことに真実あふれる御意見を拝聴いたしまして、私も全く同感でございます。さような各種の難関がございますけれども、こういうような難関を克服することにあらゆる工夫をこらしまして、この事業の発展のために今後とも努力して参りたいと思つております。御質問の事項につきましては事務的にわたりますので、局長から答弁させていただきます。

○大塚政府委員 お尋ねの最近におきます増員の状況でございますが、これは昭和三十年に定員として二百名増員をいたしました以降におきましては、定員として増加をいたしておらないという状態でございます。ただ賃金で三十三年度から集金要員として二百名分の賃金が新たに認められておるという状況でございます。

○金丸(徳)委員 三十三年度に二百人の定員の増があつた。以来今日まで定員として増員されたものはない。そうすると二十五年以来といひますか、ずつとなかつたということになるわけですか。

か。その点の一つ。それから三十三年度に二百人増員になったそうでございますが、これは賃金。それで賃金というのはどういう方面にどうお使いになる予定であられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○大塚政府委員 二十五年以来といひますと、昭和二十八年に行政整理がございまして、むしろ減員になっております。それから増員は先ほど申し上げた通りでございます。

それから三十三年度から認められた賃金の二百名というのは、集金件数がふえるのに対して要員として認められたのでございまして、集金要員として地方に配算をいたす次第でございます。

○金丸(徳)委員 そういたしますと、定員的にはほとんどふえていないと見る以外にはないのであります。集金を雇い人夫でやるというようなお考えのようで、わずかに昨年度二百名の雇い人を使うことになったということでありまして、こういう状況にあることが、私は今の簡易保険を非常に苦境に陥れておる大きな一つの原因ではないかと思つております。私の口からあらためて申し上げるまでもないことであるが、保険の募集でありますとか維持でありますとかいうようなことは、単なる雇い人夫といったような考へ方で、そうした人でもって間に合うべきものではないと思つております。非常に経済界の実情にも通照してあり、そうして人情の機微にも触れることのできるような教養と訓練と、何といひますか人柄を兼ね備えたような人が、初めてこの重大なる困難の仕事にも耐え得るわけでありまして、そういう

うような意味におきましては、雇い人夫で間に合せるというような考へ方であつてはいけないと思つたのであります。りつぱに定員化された人であり、将来に望みを持ち得る人であり、勉強もし、張り合いを持ってこの仕事に熱と誠をこめ得るような状況下において、初めて保険の勧誘なりあるいは維持の熱を出してもらえなければなりません。そういうような意味におきまして、今の三十年以降の定員措置といひますか、人手に対する措置は非常に不十分であるように思われるのであります。御見解はいかがでありますしょうか。

○大塚政府委員 御承知のように、集金件数は年々ふえて参りますのに対応しまして増員は認められておりませんので、結局集金は欠くことができません。募集方面の人手がその方に回されるという状況にあることは確かでございます。そういう点がまた影響しまして募集面の伸びが停滞状況にあるという一つの原因にもなつておるといふふうに私も考へておる次第でございます。従つて、できるだけ増員をわれわれとしては望んでおります。また増員の場合に應ぜられますように、なるべく身分を安定して希望を持つて働ける定員として認められることが望ましいことは、私も同感でございます。しかしいろいろの事情で困難性もございまして、集金の合理化といひますか、併合あるいは団体払い込み等の奨励によりまして、なるべく集金の手数を省いて増員の不足を補うといううような措置を講じて参つておる次第でございます。

○金丸(徳)委員 それで今度の家族保険の創設——まあ創設ですね、それに伴ひましては、どういうような措置を講ぜられておりますか。

○大塚政府委員 家族保険の実施に伴ひまして、これも賃金で二百八十九名分が来年度の予算案に一応織り込まれております。

○金丸(徳)委員 これも賃金雇い人夫といううなことでございまして、實際問題としてこれで事足りうとは思へないのではないかと考へておられるのではないかと考へておられる。新しい仕事を考案される場合においては、当然のこととして定員の増があるべきだと思つておられる。どうして定員の増がとれないのか、あるいは計画なさらぬのか、計画されておるのかかわらず、なお——先ほどは諸般の事情というお話がありましたが、諸般の事情というのはどういふ事情がございのか、その辺をお伺いしておきまさんと、あとの話がちょっと進まぬわけでありまして、どんなふうでありますか。

○廣瀬政府委員 定員の問題でございますから、私も責任がございまして、私からお答え申し上げます。郵政事業につきましては仕事が多々ふえておりますし、また簡易保険のときはほとんどふやして参らなくちゃならぬわけでございますから、定員を大いにふやしたいという念願を持ちまして、実は明年度の予算についても一万二千名以上の定員の増員を考へておつたのでございまして、いろいろの予算の編成の折衝におきまして、すでに御承知のように、三千八百人の増員しか認められないということに相なつたわけでございます。私どもは、

郵政事業は特別会計であり、しかも年々仕事が多々ふえていくという仕事でありながら、その事業に即応した定員をもらえないというものは、まことに理不尽といううに考へております。こういううな問題は一般会計とも違ひますので、スライドして定員の増員を安易に認めてもらいたいといううに考へておりますけれども、国全体の建前、政府の方針として、さようなことが容易にできないことを事業人としてまことに遺憾千万に思つておるわけでございます。しかし三千八百人の定員の増員は、従来かつてなかつた定員の増加でございます。御承知のように、本年度のごときも大へんよくとれたと申しました年度であつたにもかかわりませず、二千六百人の増員であつたのみでございます。明年度は幸いに三千八百人はとれましたけれども、私どもが考へておりました一万二千名の増員の要求に対しましては、まことに僅少であつたわけでありまして、国家全体の財政の都合から申しまして、やむを得なかつたのではないと思ひますけれども、他面において、事業人としてまことに遺憾千万に思つておるような次第でございます。ところが、三千八百名の増員の大部分は郵務関係あるいは電気通信の委託関係といううなことに充たしたしておるのでございまして、簡易保険の増員におきましては定員の増加を認めることができません。家族保険の創設に伴ひまして辛うじて二百九十名程度の賃金要員の増員ということをやつていかなくちやならないといううなことになるわけでありまして、今後とも定員の確保につきましては十分努力をいたしたいと思つております。

すが、せんに詰めれば私どもの努力が
足らなかったのではないかと思います
ので、まことに遺憾千万に思っております
次第でございます。

○金丸(徳)委員 増員の必要はあると
お考えになったにもかかわらず、そう
してまたそれについての努力を十分な
さつたにもかかわらず、ついにわずか
に二百九十名足らずの賃金要員が認め
られただけで、新しいこの家族保険と
いうものを始めなければならぬとい
うようなことになったというお話であ
ります。この点は、私は、非常に大事
なところでありますから、御努力に対
して不足がましいことになって失礼に
なるかもしれませんが、もう少しお伺
いをいたさなければならぬのであり
ます。

先ほど申し上げましたように、非常
に簡易保険の運営といえますが、勧誘
及び維持について、現場においては特
に苦しくなっております、そういうこと
は政務次官もよく御承知になっておられ
ることです。そういう中において
ては、人をふやしてもらう、あるいは
人の使い方について考えてもらうとい
うような方向以外に、この状況を救う
道はない。これも繰り返すようであり
ますが、そう見るより以外にないわけ
であります。そこで定員問題というの
は、今の簡易保険の状況から将来を考
えますと、絶対に私は譲り得ない線だ
と思うのであります。スライドする
ということをおっしゃいましたが、そ
ういうようなただ単に数が増すからそ
れにスライドする、収入が増すからそ
れにスライドするという以上、苦勞
が増すのであります。よそから攻め込
まれてくる、自分たちの働く面はだん

だん狭められてくる、条件はますます
悪くなるのだという、そういう環境を
も加味してのスライドを考えてもらい
ませんか、間に合わなくなるのではな
いかと思うのであります。ところが、
ここ数年承認されておりました、
今度の家族保険という重大なチャンス
を迎えたにもかかわらず、ついにこの
壁が破り得なかつたということが、私
は非常に将来に向つて心配しなければ
ならないのであります。そこで御尽力
下さつた、省内におきましては、お
んと問題にされたようでありますが、
おそれる私はこれは想像するのであり
ますが、省のそうした要望、意見、御
努力にもかかわらず、ついに涙をのん
で増員をあきらめなければならなかつ
たというのにつれて、予算折衝上、
大蔵省方面その他においてかなりの難
関があつたと想像せざるを得ないので
あります。これにつきましまして大蔵省
あるいは人事院でありますか、そうい
う方面との折衝の状況過程というもの
を、関係経理局長も見えになってお
りますので、どなたからでもいいので
ありますが、一つお聞かせいただけれ
ばありがたい。

○西村(岡)政府委員 保険業務関係の
定員につきましましては、先生のおしや
る通りでございます、最近これが認
められておりませんから、新年度にお
きましては新種保険もできることであ
ります。せむしと何がしかの定員を
実現したいというので、これは保険
局長の方からお話があつたかと思ひま
すが、新年度の保険関係の分といいたし
ましては、事務量の増加に伴うもの六
百十名ばかり、それから加入者ホーム
の新設に伴うものを二十三名というこ

とで折衝したわけでございます。加入
者ホーム新設に伴うものは五名定員化
を認められたわけでございますけれど
も、保険年金事務量の増加に伴う六百
十名につきましましては、いろいろと議論
が沸騰いたしまして、私どもは、年々
取扱件数も非常にふえておるのだ
し、現場でも非常にオーバーワークに
苦しんでおるのだから、何とか実現し
てほしいということを言うのに對しま
して、向うは、件数はふえておるのだ
けれども、それは全国の総取扱件数
はふえておつても、それを簡易保険業
務を取り扱う個々の郵便局に當てはめ
てみれば比較的わずかではないか、そ
れは既存の定員の中で消化吸収され
るはずだ、保険業務の内部についても
いろいろの管理部門の合理化だとかある
は機械化だとか、そういうったようなこ
とでもう少しあなたの方でも事業経営の
合理化をやつたらどうですか、という
ことを繰り返して申しまして、いろいろ
議論をして、何とかというところで努力
したのであります。結局時間切れにな
りまして、それではやむを得ぬ、賃
金だけでもとにかくあれしてくれとい
うことで、今、保険局長が申しました
ような二百数十名の周年使役、長期使
役の賃金であります。これで新年度
は何とか工夫してやろうということ
で、手を打たざるを得なかつたとい
う実情でございます。

○金丸(徳)委員 非常に御努力なさつ
たにもかかわらず、時間切れという言
葉がありました。結局まであきらめ
なかつたという腹の中だと私は察しま
して、時間切れとあればこれもやむを
得ないわけでありますが、時間切れで
あればあるだけ問題は今後に続いてお

ると考えざるを得ないのであります。
今、六百五十名の増員を計画されたとい
うことであります。私は家族保険
の創設、それから今日までの三十年度
二百人増員以来、三十一年、三十二
年、三十三年と増員にならなかつた実
情にかんがみまして、これからの悪条
件にそつと増してくるというふうな傾
向にかんがみまして、六百五十人とい
うものは、いふん内輪に見積つた
今、各官庁も定員はなかなか増すこと
が困難だといふようなことを十分腹
の中に入れておいて内輪に見積つて、
言つてみれば、いふん遠慮した数
字だと思つておられます。その遠慮し
た六百五十人さえも割られてしまつ
て、わずかに三百足らずの臨時とい
います。定員外の人によつてまかなわ
なければならぬといふことは、なか
なか大へんなことだと思つておるの
です。今、承りましますと、関係の方では
いろいろ差し繰る面があるのではない
か、現場の方では全体としてはそう
あるけれども、一つ一つ個々の郵便局
に當てはめれば、一人増しとか二人増
しという数字は出てこないといふよう
なことを言われておるのださうであ
りますが、これは私非常に危険な考え
方だと思つておられます。郵便、貯金、為
替あるいは保険、年金といったような
ものを個々に見てみますれば、そうい
う各郵便局で、しかも全国の一万余千
の郵便局にこれを割当てると、なるほ
ど一人増し、三人増しというふうな数
字は出てこないかもしれない。けれど
も全体の傾向としては、現場の手不足
はそういうものが集積していつて、増
してこなければならぬ事態になつてお
ると思ひます。そういう意味におい

て、この六百五十人というきわめて遠
慮がちな数字というものは、今度の予
算においてやむを得ず涙をのんだとい
つたとしても、将来、来年度におい
て、あるいは最も近き機会においてこ
れを実現されるような御努力をお願
いしなければならぬと思つておられ
ます。ことに私が心配いたしましたの
は、先ほどから繰り返して申してお
るのではありませんが、今後保険勧誘員とい
うようなものは、いきなり新しいもの
が入つてきて、きよからすぐ間に合
うといふような仕事ではないのです。
運送だとか集配といふようなことはあ
る程度間に合うにいたしましたが、今
のような経済状態の中において民間保
険と競争し、農業共済保険の人々と競争
をして、そして一つ一つ加入者を説
得する、勧誘するといふようなこと
については、相当の時間をかけて訓練
もし、勉強もしなければならぬとい
ふのであります。しかるに今お伺
いするところによりますと、ここ数年
来新しい人が入つておられぬといふこと
になる。もちろんほかの方から差
繰つていろいろとやつておられると思
ひます。実際の問題としてはそうだと
思ひますけれども、しかしこの形の
から見ますと、新しい人が入つてお
られぬ、きつておられぬ、これない状況にな
つておる。そうしますと後援続かずとい
う状況が近く現れてくると思ひなけ
ればならない。年々百人なり何百人なり
の新しい気鋭の人たちを採用して、そ
こで何年間か訓練をして、勉強もして
もらつて、そこで外野に出てこの仕事
に携わるという態勢をとつておられま
せんと、近き将来において人事が行き詰
まる、あるいは老朽化してしまふとい

う心配を持たざるを得ない。そういう意味において、今年度はいたし方がないということになるかもしれないが、私はこの点を非常に重大に思うのであります。この点、政務次官から何かお考えがありますれば承りたいと思います。

○廣瀬政府委員 明年度の予算の折衝につきましては、今、経理局長から御説明した通りなんでしょうけれども、私も、私どもも折衝には参画いたして参ったわけでございます。ところが郵政事業におきまして、いろいろ重要な柱がありますうちに、特に最近三つ四つ起しました柱の一つが定員の増加であつたわけであります。ところがわれわれの立場からいいますと、仕事年々ふえていく、労務は非常に加重してくる、そういう仕事の量に即応いたしまして定員をふやす、定員の獲得の問題が予算の折衝におきまして重要な柱である、最も重点的にわれわれが努力しなければならぬ問題であるということがすでに定例だと思つたのであります。予算の折衝の場合におきましては、そんなことでなくて、積極的にサービスの向上あるいは事業の整備というような問題であつてこそ好ましいことだと思います。定員なんというものは当然解決しなければならぬ問題であつて、そうしたる労苦なくしてさような定員の獲得ができるというふうなことでなくちゃならない問題が最も重要な問題であることは、まことに悲しむべきことであるというふうに考えておるのであります。そこで私もいたしましては、郵政事業の特別会計におきましては郵便初めその他の事業量の増加に伴つて

スライド的に定員の増加を認めてもらうというふうな、スライド制と申しまうか、そういうものを確立しておくべきだということを党の政調会あたりに対して明年度の予算の折衝に当りまして、今度は間に合はなかつたけれども、三十五年の予算以後は、かつて郵政事業においてさようなことがあつたようにさような方針を再び確立しておく必要があるんだということを強調しておいたのでございます。おそれくさような方針が何とか実現するようになつたならばせぬかと思つておりますけれども、この上ともさようなことにつままして努力を重ねて参りたい、かように考えております。

○金丸(徳)委員 同じことを繰り返して質問しませんが、私は今度の家族保険の創設という重大なチャンスをついに見送らざるを得なかつたというところについては、特に何度繰り返しても遺憾なことに存じます。これは今後において一つ償いをしたい、次に移りたいと思つたのであります。

その次に問題になりますことは、契約者に対するサービスの改善についていかなければ、今のこの苦境の原因を除くわけにはいかないのではないかとと思われるのであります。昨日の当委員会における森本委員の御質問にもありましたが、保険料の改善と申しますか、低下のことについては、御研究になつていくようであるが、それはそういう方向に御努力を願ふことといたしまして、さらにまた保険金額の引き上げ問題につきましても、これはもう長い間繰り返されていくことであります。そしてまた十分努力されるお話をござい

ました。これを私はここで繰り返してお伺いいたすことは遠慮いたすことといたしまして、さらにそうした加入者へのサービスの改善は、いろいろの面において考えられるのではないかと申すのであります。たとえば、今はそういうことの実現は困難かもしれないけれども、戦前におきましては健康相談所といふものが、保健相談所というふうなものを作つておいて、加入者の健康相談に應ずる。これが非常な好評を博しておつた。今は厚生省との間にいろいろの問題もありましようから、その通りのことを再びここで実現すべきであるという主張は私は持たないのではありません。しかしながら考え方としては、そういうことについては、はたしませんが、検討もせられ、実行に進められてもいいときが参つておるのではないかと申すのであります。

加入者ホームというふうなものが各地にこしらえられることになりまして、これも好評を博しておるようでありますが、これも東京あるいは別府、あるいは北海道のことと重点的に置かれることもさることながら、でき得べくんば、規模の小さいものであつても、重要都市といふもの、各県庁所在地に、あるいはそういうものの計画をなすつて、加入者にサービスをなさるということは非常に大切なことのように思われるのであります。こういうことについてのお考えはどの程度にお持ちになつておられますか、一つお尋ねしたい。

○廣瀬政府委員 御指摘のように、加入者のサービスの向上ということにつきましては、絶えず考えなくちゃならぬ問題でございまして、保険料のこと

きも、資産の運用をますます高率にいたしまして、保険料に検討を加えるということも必要であると考えられるわけでありまして。お尋ねの診療所あるいは加入者ホームにつきましては、診療所は最近増設をいたしておられます。と申しますのは、最近の統計で調べてみますと、診療所の一日の利用者が一カ所で平均二十二名程度でございまして、これに對しまして、職員の方は医師初め事務者に至るまで十一名平均配置しておるというふうな状態でございまして、診療所は加入者から大へん好評を博しておられますことは御指摘の通りでございますけれども、実態がさうなことでありますので、最近増設はいたしておられますが、巡回診療は一日平均が五十六人というふうなことがなつておられて、なかなか利用者も多いようでございますので、これはかなり活発に引き続きやつておるようでございます。

それから加入者ホームにつきましては、御承知のようにすでに三カ所設置いたしておられます、明三十四年度におきましても一カ所の設置の予算が幸いにとれたのでございまして、少くとも一カ所ずつ加入者ホームを増設していきたい、かように現在のところ考えております。二カ所くらい置くべきだ、そうしてなるべく早く全国各地に地区別にあまねく——と申しまして、加入者ホームは急いで設置すべきだといふような意見も省内にございまして、けれども、実情をいたしましては、明年度一カ所新設というふうな程度になつておるわけでございまして。

○金丸(徳)委員 加入者ホームにつ

てそういう方向に進んでおるといふお答えでありますので、それは実現の日を御期待いたすという以外にないわけでありまして、さらに先ほどお答えの中に出て参つたところの巡回診療の施設、これなども現地に於いて見ておりますと、大へんに期待されておるものであります。もちろん無医村というふうなもののが解消されておる今日でありますから、昔の巡回診療ほどのものはないにいたしまして、あつた施設が現地に参ることによりまして、契約者、加入者から喜ばれるということもさることながら、現地の従業員が非常に勢いを盛り返して参ります。言つてみますれば援軍来たるといふようなことでそれを機会に大いに世間にアピールいたします。力を新たに活動を開始するといふような例はたびたび見えておるのであります。そういう意味におきまして、統計上に表われてくる巡回診療の利用者の数がどうだとかこうだとかいふこと以上に、むしろそれをねらつてやられてもいいと思われくるくらいに、現地において勧誘に苦勞しておる、あるいは集金に苦勞しておる人たちは、この援軍を非常に待ちこがれておるわけであります。さういふ意味におきまして、今後これらについても考えをお進めになつていただく必要がありはしないか。なぜ私がこういうことを申し上げるかといふと、今さら簡易保険の根本思想云々などというのを申す必要もないのであります。一人でもよくに仲間をふやすというところは、簡易保険事業の根本の使命であるわけであります。加入者に対するサービスを増すといふことの最大のものは、仲間をふやして

やり、一人でもよけいに契約者をふやしてやる、加入者をふやしてやるということがあるかと思ひます。そういう意味におきまして、加入者をふやす、契約者をふやす施設を増すための努力を、現場に即するような方向において進めていただきたい、こういうことを申し上げたいのであります。そして、そのためには今の巡回診療というふうなものが比較的小さい効果を発揮しておられるわけであ

と申すのであります。このことがやがて料金低減のことにもなつて参りまして、あるいは長期還付金、割り戻し制度の程度を決定することにもなるのであります。この利回りの状況は今後どういふふうな足取りといたしまいか、改善を持つお見込みでありますか。最近と進んで参るようでありまして、これはどの程度まで伸びるお見込みでありますか、お伺いをいたしますのであります。

○大塚政府委員 御指摘のように、簡易保険の運用利回りは非常に低いのでございまして、われわれとしましては、第一的には現在認められた方法と範囲内においてできるだけこれを有利にするというのをまず努力いたしておるわけでございまして、さらにそれ以上といたしましては、運用範囲の拡張をして、もっと高利回りのものに投資できるように改定をいたしたい。また余剰金を資金運用部に預託するというような建前になっておりますが、これなどもできることなら改正をしたいというようなことを考えておりました。次第に利回りを向上しまして、近いうちに六分五厘くらいまでの線にはぜひ持つていきたいというふうに考えておる次第でございまして、他方、民間保険におきましては、おそろしく今後金利は低下の傾向をたどると思ひますので、現在よりもだんだん低くなつていくということが考えられて、その民間とわれわれとの差は次第に縮まつていくというふうに現在考えておる次第であります。

○金丸(徳)委員 六分五厘程度までは持つていけるというお見込みであります。大へんこれは明るい見通しであります。しかしながら、それをもつていたしましてもなお民間保険との利差、運用上の隔たりは相当あると見なければなりません。しかし簡易保険には簡易保険の運用上の基本的な原則があるわけでありまして、何でも高いのに飛びつく、利息さえとればよいのだというわけには参らない。これは私もにもよくわかるのであります。が、しかしながらそれにいたしましては、今の余剰金の問題などについてはなお相当考えてみるべき余地があるで

であります。そのことのゆゑに簡易保険事業は終戦以来運用の自主性を回復しようということで、長い間苦勞されてこられたのであります。今さら私ここで申し上げるまでもないのでありまして、戦争という特殊事情に災ひされたといひますか、特殊事情のためにやむを得ず国家資金の統制に服しておつた。それが戦争が終つて、各般の事業がそれぞれ自主的に本来の使命に立ち返つて運営せられるようになった場合においては、当然簡易保険の運用も、簡易保険の運用としての使命に徹する方法、手段においてやらなければならぬ、そういう主張のもとに運用部からの自主性といひますか、復歸を念願しておつた。これが終戦以来通信委員会における最大の事業、最大の努力目標でもあつたように思われるのであります。そして幸いにいたしまして二十八年度でありますか、当局及び当委員会の御尽力によりまして運用権が回復されたようでありまして、さしてしかし、実際問題としてその当初念願したところの簡易保険の使命に即する

次に、問題を移しますが、そうしてサービスを改善するということは大切なことであり、それについての計画も進められておるようでありまして、問題は、それにいたしまして現にあるところの財産運用の問題、積立金運用の問題が郵政省当局の理想とせられるような点に進んでおられるかどうかについて、若干私は心配を持つものであります。先般ちようだいいたした資料によつて見ますと、簡易保険と民間保険との財産運用上の利回り状況は、簡易保険が二十二年度におきましては四・三〇%、民間保険は当時六・三〇%、それが二十八年度におきましては簡易保険が四・八九%、民間保険は五・九四%と増して一・二・九四%、こういうような数字を表わしてある。最近におきましては若干改善されたようでありまして、それにもかかわらず、昨年三十二年度におきましては、簡易保険が五・七六%、民間保険が九・六二%というようになつておる。こういうふうな利回りの実績が結局加入者、契約者に対するサービスの改善上大きな隔たりを来しておる。これはもう明らかな事実だ

ありますが、しかしながら、それをもつていたしましてもなお民間保険との利差、運用上の隔たりは相当あると見なければなりません。しかし簡易保険には簡易保険の運用上の基本的な原則があるわけでありまして、何でも高いのに飛びつく、利息さえとればよいのだというわけには参らない。これは私もにもよくわかるのであります。が、しかしながらそれにいたしましては、今の余剰金の問題などについてはなお相当考えてみるべき余地があるで

あります。そのことのゆゑに簡易保険事業は終戦以来運用の自主性を回復しようということで、長い間苦勞されてこられたのであります。今さら私ここで申し上げるまでもないのでありまして、戦争という特殊事情に災ひされたといひますか、特殊事情のためにやむを得ず国家資金の統制に服しておつた。それが戦争が終つて、各般の事業がそれぞれ自主的に本来の使命に立ち返つて運営せられるようになった場合においては、当然簡易保険の運用も、簡易保険の運用としての使命に徹する方法、手段においてやらなければならぬ、そういう主張のもとに運用部からの自主性といひますか、復歸を念願しておつた。これが終戦以来通信委員会における最大の事業、最大の努力目標でもあつたように思われるのであります。そして幸いにいたしまして二十八年度でありますか、当局及び当委員会の御尽力によりまして運用権が回復されたようでありまして、さしてしかし、実際問題としてその当初念願したところの簡易保険の使命に即する

ような運用の実態が現在行われておるかどうかについては、私はいなかの方にあります。果してそういう実態が現に現われておるかどうかお伺いをしたい。

○大塚政府委員 簡易保険の積立金の運用事務を郵政大臣に奪回する、復元すると申しますか、さような問題は、昭和二十七年、八年ころの私どもの大きな課題でありましたことは御承知の通りであります。幸いに皆様方の御協力によりまして、一応形は郵政大臣に権限が返つてきておるわけでありま

す。実際の状況におきましては、国の財政投融資の一翼になつておるといふ簡易保険の積立金のこともございまして、その方面からかなり大きな規制を受けておるわけでございまして、私も郵政省の立場から申しますと、明年度の予算編成につきましても、多少遺憾な点がなかつたではないと思ひますけれども、今後その運用権が郵政大臣にあるというはつきりした認識を関係省において持つてもらつて、そしてこの積立金の運用については遺憾のない措置を進めてもらつて、そういうことに努力をしなければならぬ、かように考えておるのであります。

○金丸(徳)委員 簡易保険の積立金が、国の財政投融資の基本方針に沿つてやられるということも、それはやむを得ない措置として承知いたしては、果して郵政大臣の考えが及び得るような体制になつておるかどうかというのを私は疑うのでございまして、元来この積立金の運用の自主性を回復しようというときのねらいは、これは二十二年、三年あるいは四、五年というときに当りまして、地方自治体の財政が非常に苦しくなつておつた。当時は特に占領軍の指令によつていろいろなことがとり行われておるようなときでありましたもので、一そう窮屈な思いをしておつた。それで地方団体としては、せめて簡易保険の積立金だけでもいいから、一つ昔のように郵政当局と地方自治体、あるいは自治体以外の団体との間に直接交渉によつて貸し借りができないものかどうか、素朴ではあります。しかし強い念願のもの

五

とにこれが要望されておったことは御承知の通りであります。それでまた通信委員会が急いでこれを何とかしようという御苦勞なされたときも、そういうような地方の切実なる要望に一刻も早く沿わんがためであつたようでありました。ところが現在の状況は、なるほど財政投融資の中で、地方団体に回すところの簡易保険の積立金の額が相当のワケで認められたとしても、貸し付ける対象はよそさんで選んでおるのではないかとさえ思われる節がございます。郵政大臣とかあるいはその出先の郵政局長、さらに出先の郵便局長というものは、自分たちの集めた金などの地方団体にどういう方法でどれだけ貸してやられておるのか、それがきまつてからようやくこれを知らされるというふうなことでありまして、この点が当初のねらいとはよほど違つた方向に進んでおるのであります。あるいは違つた結果を招いておるのではないかとと思われるが、実情はいかがでございますでしょうか。私はよくわからぬものですから、そういう要らざる心配をするのであればよろしいのですが、實際のところを承わりたいのであります。

なつておりました。
〔委員長退席、秋田委員長代理着席〕
実際にどこに幾ら政府資金を融資するかということ、大蔵省と自治庁によつて決定される。その中で、郵政省と資金運用部で、どちらが幾らずつ持つかということは大蔵省と協議してきめるといふような建前になっておる關係上、仰せられますように、実質的にはほとんどきまつたあとで融資の手続だけをするといふような実質的な姿になつておる次第でございます。しかしそれも運用再開当時、いろいろ地方団体に非常に複雑になつて迷惑をかけるといふこと、あるいは郵政關係で、そういう事務になれてないからといふような点もあつて、そういう三者協定もできたことと考えるのであります。今日におきましては、そういう事情も大部分解消してきておりますので、この協定をそろそろ改定すべき時期にあるといふふうに考えて、私も關係方面と話し合ひを進めておる次第でございます。

呼びかける、あるいは地方の人々の了解あるいは応援を得るというふうなことは、非常に大切な状況になつておるのであります。そうしたときに、せめてこの地方団体への貸付の場合において、現地の郵便局長がこれに關与できるように、相談ができるような体制をとつていくといふことは非常に大切なことに思われるのであります。元來、終戦前の積立金の運用は、當時は自治庁もなかつた、全く直接交渉で、契約の状況なり今後における加入の見込みなりといふようなものを勘案しながら、ずいぶん事業者としての自主的判斷が加えられて運用されておつた。これはひとり地方行政団体ばかりではなしに、ある場合におきましては住宅組合でありますとか水道組合であるとかいふふうなものにまで直接貸すことができた。そうして、そういう直接貸すことができたといふことの上に非常にそうした地方の人々と親しみがわいてくる。その親しみがわいた状況下において現場職員は勇躍加入者の勧誘もできる、あるいは集金も比較的楽に、三度行かなければならなかつたところを一度で済ますことができたといふような状況にもあつたのであります。しかるに今日におきましてはそういう手づるといいますか、そういう状況下に置かれておりませんために、ひどいところになると、簡易保険に入つてもその金は全部中央へ持つていかれてしまふのだ、そうしてあるいは船の金になつて、その他の方面に使われてしまつて、現にこの町のこの村の橋をかけ学校を作るのには役立たぬのだ、そのためにはむしろ農業共済保険に入つた方がより適切であるといふようなこと

とを言つて勧めておる面もある。そういうのに対して、もとより現場の郵便局長は、いやそうではないのだ、あなた方の金はやがて回り回つてこの橋となりこの道となりこの水道となるのだといふことを説明はするのであります。が、なかなかわかつてくれないのが現在の地方の実情なのであります。これがたまたまそういう事業団体と郵便局長との交渉が持てるということになりまして、どれだけ現場の職員も身にしみてそういう働きの上に張り合ひを捐つておられます。もう十分御了解になつておられることでありますから、私は簡易保険局長にこの点についての御決意を承る必要もないわけです。

ましては御指摘の通りなのであります。私どもも現状全く遺憾に思つております点が多々ありますけれども、その対策につきましてはいろいろ省内でも考へております。大蔵省あるいは自治庁に申し入れをしなければならぬとか、あるいはもう少し現在の制度そのものの運用につきまして認識を深めてもらわなくてはならないといふようなことを考へておるのであります。いろいろな具体的の方策も考へておつておりますけれども、要は結局運用の災権を握つております郵政大臣の立場といふものがその通り尊重されてないといふことに私は尽きるところでございます。將來、關係の大蔵省あるいは自治庁との連絡を緊密にいたしまして、そういうような他省庁の一方的な考え方によつてとかく議論のないように努力していかなければならぬ、かように思つております。御指摘のことはよく私も体して、御期待に沿うように努力していきたいと思つております。

○金丸(徳)委員 大体の方向はそういう方向に進められるといたしまして、今の状況でどういふところにどれだけ振り向けるかといふようなことについて、事務的にも何ら事前の相談がない状況になつておるのであります。それとも何か相談があることになつておりますでしょうか、お伺いをいたします。

○大塚政府委員 財政投融資計画におきまして地方貸付が幾ら、公共団体貸付が幾らというワケがきまりますと、それを資金運用部と簡保で分担する相談をするわけでございます。それに續きまして、しからばそのうちのどういふ事業について簡保が持つ、たとえ

○大塚政府委員 簡保資金の地方公共団体に対する貸付につきましては、ワケにおきましては資金運用部と協議といふことでございますが、相当のワケを確保いたしております。ただ具体的に融資先を決定いたします場合は、運用再開の二十八年に大蔵、自治、郵政三大臣の三者協定というものがございまして、事業別、個別の融資先の決定というものは、大蔵省と自治庁で相談して決定をするというふうなことに

○金丸(徳)委員 そうすると、やはり私が心配いたしましたように、よそさんできめてきたものについて、たまたま手続だけをするといふことであるやうであります。これはこの運用再開の趣旨を没却するものではないといふと申さなければならぬのであります。現状に決して満足することではなくして、これの改善策を考え、折衝を始められることではあります。ただ先ほど外にないのではありませんが、非常にこの簡易保険が苦しくなつておるときに、何らかの方法をもつて地方に

○金丸(徳)委員 三度行かなければならなかつたところを一度で済ますことができたといふような状況にもあつたのであります。しかるに今日におきましてはそういう手づるといいますか、そういう状況下に置かれておりませんために、ひどいところになると、簡易保険に入つてもその金は全部中央へ持つていかれてしまふのだ、そうしてあるいは船の金になつて、その他の方面に使われてしまつて、現にこの町のこの村の橋をかけ学校を作るのには役立たぬのだ、そのためにはむしろ農業共済保険に入つた方がより適切であるといふようなこと

○大塚政府委員 横立金の運用につき

○金丸(徳)委員 大体の方向はそういう方向に進められるといたしまして、今の状況でどういふところにどれだけ振り向けるかといふようなことについて、事務的にも何ら事前の相談がない状況になつておるのであります。それとも何か相談があることになつておりますでしょうか、お伺いをいたします。

○大塚政府委員 財政投融資計画におきまして地方貸付が幾ら、公共団体貸付が幾らというワケがきまりますと、それを資金運用部と簡保で分担する相談をするわけでございます。それに續きまして、しからばそのうちのどういふ事業について簡保が持つ、たとえ

ば小学校に對する貸付は簡保が持つ、中学校建設資金は資金運用部が持つ、という大きな大きなワタの資金の振り分けというか、分組は両者で協議をして決定したわけでございますが、それでその小学校建設には具体的に市町村から起債申請あるいはその起債承認という手續がなされます場合に、おきましては、現在のところ郵政省関係の出先はそれにタッチをしておらないという状況でございます。

○金丸(徳)委員 そうしますと、ある団体にだけ貸すということについて、それは目的が小学校であろうと、水道であろうと、あるいはその他の事業であろうと、いいにいたしましたも、このどの団体にだけ貸すということについて、簡易保険の加入の状況であるとかいうようなことが何ら勘案されてないというように了解せざるを得ないのではありませんが、実情そうでありましょうか。

○大塚政府委員 起債許可の方針をきめます際にわれわれ協議を受けておりまして、また先ほど言いました事業別の資金の分組を大蔵省ときめます場合に、なるべく保険の加入者の多いところのものは保険の方へという希望は申し出ておりますが、具体的にはそれが考慮されてないという状況でございます。

○金丸(徳)委員 非常に残念な状況にあるのでありますが、元来加入者の金というものは加入者になるべく返すといひますか、資金還元原則などというものが昔からいわれておりますように、そうならなければならぬと思うのであります。それを勘案されてこそ初めて簡保の積立金の使命が果される

わけです。それを全然考えられないということは大へんなことだと思ひます。それらについて、せめてこういう団体にこれだけの金を貸したいが、簡易保険事業的に見て適切なりやいなやということについて、事前に相談を受けるくらいことは私はとられておく必要があると思ひます。いかがでありましょう。

○大塚政府委員 ごもつともでございますが、私もとしましては、目下関係のいたしたいということ、目下関係のところと話し合いを進めておるといふ状況でございます。

○金丸(徳)委員 もう一点お伺ひしたいのでありますが、それは貸付後の監査といひますか、果してそれが協約通り返済されるかどうか、また貸し付けた金が目的の事業に適合するように使われておるやいなやについての事後措置なんかにについては、郵政当局としてはどの程度にタッチされておるか、実情を承りたい。

○大塚政府委員 貸付をいたします際にも、実際は先ほど申し上げた通りであります。建前としては、自治庁、大蔵省で起債承認をしたものにつきましても、郵政省で貸すか貸さぬかということを決定する権限があるという建前になっております。しかし実際問題として、起債許可は財政投融資で定められたワタだけしかいたされませんので、断ればそのほかどこに貸すという余地もないという結果になります。すので、実際問題としては自治庁と大蔵省が起債承認をしたものは大体そのまま貸すという実情になっておるわけでございます。

それから、貸し付けましたあと、それが目的通り使われておるかどうか、あるいは計画通り償還される見込みがあるかどうかというような事柄につきましても、郵政省で独自の立場から監査あるいは調査等を行つておられます。

○金丸(徳)委員 大ワタをきめるときには相談を受けるけれども、実際に具体的には貸付対象に折衝する場合に何もタッチしないという状況それ自体が、非常に残念な状況であります。これについては早急に改善の方途を講ぜられるということでありますから、すみやかにその方途をとっていただきたいと思ひます。ただ、先ほど御説明の中にもありました、郵政当局としてはしばらくこの運用の実務から離れておったから、そこで当分従来通り大蔵省が実務をやるんだというように言ひますが、当時の二十八年ごろの一つの言ひのがれといわざるを得ないのであります。が、とにかくそれが一つの理由になつておつたのであります。そこで、それからさらに数年たつておる今日におきましては、今仰せのような監査事務については実際にやっておるといふことからはなれて、ずいぶん運用上の実務にもなれてきておると見なければならぬし、またそういう方向に持つていっておられると思うのであります。が、そういう意味におきまして、まさに呼吸は整つたと申さなければなりません。それをぜひ一つお進めを願ひたいと思ひます。ただ、そういう方途を講ずるにいたしても、当初の問題に返るのであります。人が足りないと思ひます。現に大蔵省の国家資金の運用の実務をやつておる現地機関は、各県に地方の財務部というも

のを持つておつて、多きは数百人、少くとも百人以上の要員をかかえて、そして貸付事務あるいは事後における監査事務をやつておるのであります。郵政当局におかれても、この積立金の運用は戦前においては相当の手を持つて、相当の研究もしながら、きわめて適切に、また有効に積立金の運用をし、その運用を通じて事業の経営に大きく役立つておつたのであります。そういう時代を近く期待するという意味におきまして、やはり相当の人手を増して、そしてその用意をしておかなければいけないと思ひます。

私は大蔵省などが現地に相当大きな役所を持ち、スタッフを持つて仕事を進めていかれるのを見るにつけても、少くとも簡易保険は——現にこの数字によりますれば、地方への融資の半分近いものを簡易保険の積立金が受持つてゐる。といひますと、大蔵省の持つてゐる財務部の半分近い人数は、各県ごとに持つてもいいのじやなからうかとさへ私は思ふのであります。財務部の要員が、すべて貸付及び監査の仕事に携わつておるとは思ひませんが、もしかしあの中の中当数がそういう仕事に携わつておるとしますならば、少くともその半分くらいの者は、各県に配置されるくらいの用意は、今からしておきまさんと、そのときになつて間に合はぬ。いつでもあなたの方では、手が足りませんぞ、なれておりませんぞという、言ひのがれにかかつてしまふ心配がある。そういう意味において、お心がまえはどうでありましようか、これも一つ政務次官から承りたい。

○廣瀬政府委員 運用の再開を名実とも郵政大臣の権限にさせるということにつきましては、努力しなければならぬことはさつき御答弁した通りであります。が、定員の関係につきましても、先刻お答えいたしました郵政事業の全体の定員の獲得というようなことに含めて考えなくてはならない、かように考えております。

○金丸(徳)委員 だいぶ時間が過ぎましたので、あとのことは、大臣がお見えになつてからの方がいい点もありませんので、午前中の私の質問はこれで打ち切ります。

○秋田委員長代理 午後一時より再開することとし、午前中は、この程度で休憩いたします。

午後三時三十分開議

○廣瀬委員長 これより再開いたします。休憩前に引き続き質疑を続行いたします。金丸(徳)重君。

○金丸(徳)委員 午前中のお尋ねで大体のところはわかつたのであります。が、大臣もお見えでありますので、最後の結論的な点についてお尋ね申し上げて、私の質問を終りたいと思ひます。

けさ私は、簡易保険がなかなか容易ならぬ状態に入つてきているところにもつてきて、今度は家族保険という制度をお立てになつた。これは大へんけつこうなことと思はれるのであります。が、いろいろ関係御当局にお尋ねいたしました。とたとえば定員にいたしましても、十分なる措置がとられてい

かつたようであります。そこでそのほかそうしたこと、今後において努力を大臣に率先して続けていただく必要があらうかと思われる。さらに運用の問題につきましてもお尋ねいたしてみますと、これは二十八年にせつかく積立金運用がもとへ戻ってきたにもかかわらず、形だけが戻ったというだけでありまして、実際は依然として大蔵当局もしくは自治庁当局の方に握られておるといふようなことでございまして、この点非常に残念に思います。郵政政務次官、簡易保険局長にお尋ねいたしたら、目下それについては大いに努力をして、ほんとうに本然の姿に返すというようなことを承わったのであります。しかしこれは地方自治団体に対して直接貸したいという本来の姿ばかりでなしに、どうもこれからお尋ねするところにも問題があるのでございまして、といひますのは、そのほかの点、たとえば農林漁業資金、あるいは中小企業金融公庫、あるいは住宅金融公庫といったような面におきましても、往年通信省が運用権を自主的に持つておったときにおいては、当然直接にその貸付対象に向つていろいろと折衝ができたのかかわらず、今日はただそれだけのワケ、金額をつかんで渡してしまつて、そしてそれがどういふ方面にどう貸し付けられるかについては、全く住宅金融公庫なり、あるいは農林漁業金融公庫といひますか、そういう方面の自由になまされておるようでありまふ。これらの点につきましても、相当私は考える必要があるのではなからうか。もちろんそれはその当局が当然責任を持つて貸し付け、また回収をいたすべきことではありまするが、し

かしそれにしても、何にもこれに對して發言でき得ないということは非常に残念に思ふのであります。これらについてどういふお考えを持つておられるか、お伺ひを申したい。

○寺尾國務大臣 金丸委員の御指摘のようによつて、簡保資金の運用は郵政大臣が法的には持つておられるが、現在においては實際的には全く大蔵省あるいは自治庁その他が相談をしたり方針をきめ、そのワケをきめた後にそれらの処置をする、あるいはそれを容認するという形になつておることはまことに申しわけない状態でありまふ。郵政省が今日この資金、特に簡保あるいは年金等の財政投融資に對して非常な比重を持つたものを郵政省の全従業員が努力によつて獲得しておきながら、その運用に對して自主性がなから、しかもほんとうに大蔵省當局のほしきままにされておるといふことは非常に遺憾であり、また私といひましても全く申しわけないと思つております。ただ歴代の大臣が相当強硬にこういふことの自主性の回復と申しますか、運用に對して實際上的責任を持つという形をとるべく非常に御努力を賜つたのでありますけれども、いかにせん、いまだにそれが實際的にはその獲得ができていないといふことでありまして、今回の三十四年度のこの簡保運用資金の運用の問題についても、大蔵大臣にもしばしばこのことを強く要望いたしまして、また佐野大蔵政務次官等も郵政省の方に招致いたしまして、この問題を要望したわけでありまふが、向うはこちらの言うことに對して恐縮をしておると申しますか、十分理解をしておりながら、現実にはさういふ結果を

もたらししていない。こういうことでありますので、私は過日も佐野君にも、今回はもうわれわれとしては国会に對しても自分たちの責任においても非常に遺憾にたえない、少くとも今後においてこの簡保資金の運用については運用権は郵政大臣にあるのであるから、大蔵當局はこのことの現実を認めて、さういふ方向に根本的に建て直してやらうといふことを強く要望したのであります。佐野政務次官もさういふことについては十分自分たちもわかつておるんだから、そのことについては強力に努力するから——こういふようなことに向うも、誠意が現われなければ何にもなりませぬけれども、言葉の上では、努力をするといふことで、過日も郵政省で相当長時間にわたつて本問題を検討したわけでありまふ。大蔵大臣にもこのことは郵政省としてはどうしても実行してもらわなければならぬ、またさういふ方向に一つ来年度、少くも今後の運用についてはわれわれとしてはあくまでも要望するからといふことを申しておるわけでありまふ。が、これは私のみでなく今後の郵政省の立場といひましても、さういふ運用の方法を確立いたしますまでは、全努力を傾注して強力にこの問題を解決したい、かように考えております。

○金丸(徳)委員 この問題についての大臣初め政務次官、関係局長の御苦勞についてはよくわかりました。ただ、実は長い間の問題でもありまして、またこれに望みを託して待ち焦がれておつたのは、現地の郵便局長、郵便従業員ばかりではなくして、広く世間一般でもあつたのでありまして、またそれを休して十年間にわたつて——十年

間にわたつてといふのは少し言葉が過ぎるかもしれませんが、二十八年のあの法律が通るまで、通信委員会において衆参両院ともたびたび決議をいたしましたり、また本会議あたりでも全会一致の決議をされておるようなことであつたのであります。二十八年の法律が通つて以来は全く安心したといひますか、待ち焦がれていたり子供が帰つてきたような氣持で現地の人たちは喜んでおつたのであります。さてその喜んでおつたものが実は中身はからっぽであつたといふことでありますれば、まことにがっかりすることと思ふ。私も今までのようなことではあるまい、建前としてこうなるであらうと思つておつたのであります。が、けさから伺ひますと、やはり實際問題として中身はからであつたといふようなことを思うにつけて、非常な落胆をするのでございまして、つきましては、どうか今後も一そつ力を注いでいただきまして、現地の苦勞をしており、そのゆゑに待ち焦がれておるところの郵政職員、及びそれによつて何とか協力態勢を整えていこうと考へてくれているところの、世間一般の人々の期待に沿ひ得るような体制を一日も早く作つていただきたいと思ふのでございまして、そこでこれに関連いたしまして、さういふ状態に置かれておりますと、実は地方の方に置きましては、あるいは土地改良など、また水道事業などにおきまして、公共団体としてではなくて、みんなの申し合せによつて、関係者の組合といふようなものを作つて、それによつて簡単な仕事は進めようじゃないか、それについてはかねがね頼みに思つておつたところの保険の積立金などは借

りられないものだろうかといふ相談を、私たびたび受けるのでございまして、さうしたことを郵政省當局にお願ひをいたしましたも、現段階においてはいかんともしいといふことであります。そこで次善の策といひましても、さうした者たちが寄つて自分たちの積立金を契約者貸付の方法によつて借りて、その金によつて事業をしたいといふようなことも出てくるのではないかと申すのであります。前には団体貸付と申しておりますが、さういふ方法は今どうなつておりましたか。可能な状況になつておりましたか。また可能な状況になつておるといひますれば、さういふ態勢をどの程度に實現の運びに持つていかれるか、お見込みのところを伺わしていただきたいのでございまして。

○寺尾國務大臣 實は団体に対する貸付といふものが郵政省の責任において行えるといふことは、見解としては私どもはさういふ見解を持つておりますが、これは一応今行われていないといふような実情でございまして、このことは過日も大蔵大臣にも政務次官にも、さういふことについては、今後自分の方では方針を定めて要望する、さういふことも言つておりますから、土地改良区であるとかあるいは土地区画の整理組合、水害予防組合、さういふような政令で指定をしてやるといふような団体に対する貸付は、私としては実情を大蔵大臣にも十分説明をして、さういふことに対して大いに強力にさういふ方向に認めさせていくといふ努力をいたしたいと思ひますが、なお事務的な方法といひましては、一応局長から

も御答弁をさせていただきたいと思ひます。

○大塚政府委員 たいだい大臣からお答え申し上げますのは、法律に規定しております地方公共団体に準ずる公共組合に対する団体貸付という事でございまして、これはただいま大臣のおっしゃられた通りでございます。そのほかの契約者団体に対する貸付という事につきましては、これもただいま中止をいたしておりますが、再開をいたすべく今考慮中であります。

○金丸(徳)委員 契約者の団体に対して貸し付けるという事とはなかなかめんどろな事でありまして、従つてもし他にいい方法があるならばそれによるべきであつて、団体貸付というものを懲進しあるいはこれからその進めるといふことは、事業全体として進めるとは、私もほんとうは好ましくありません。しかしながら、今の手も足も出ないような貸付運用の状況から考えますと、やむを得ざるベターの策として、そういう方向に持つていかねばならないような事態になるのではないかと。実際地方におきましてはそういう要望が強いのであります。どうしてわれわれの積立金をわれわれの事業に使い得ないのかという声さえも上りかけておるのであります。さような意味におきまして、これらをも腹の中に納めておいていただいて、大蔵省なりとの交渉にも当つていただいたらどうかと思ひます。

もう一つ、これは最後に小さいことでございますが、事業がいろいろな角度からいって非常に困難であるという意味において、私どもは何か現地の方

で地方の一般の人たちの協力を得る態勢とでも申しますか、そういうことをとられる必要があるのではないかと、こゝろを思つております。承わるところによりますと、加入者の会というふうなものをも勧められて、これを見ますれば、地方の応援団体とでも申しますか、協力態勢とでも申しますか、そういう方向に進めていかれるようなお考えがあるようであります。今のようないふ保障事業界の趨勢からいまして、これに今度は、これは前々回かのときにも伺ひをいたしておたのであります。が、国民年金制度がしかれて参りますと、死亡保険の場合などもかくといふたしまして、養老保険においては、いふん影響を受けるので、老後の生活の安定をはかるための簡易保険というものが、国民年金制度によつて肩がわりをされるという事は、すぶいん考えなければならぬわけでありまして、しかしながら、そういう中において、なおかつ簡易保険の事業を進めていかなければならぬと思ひます。ならば、郵便局の人たちは自分たちだけの力ではなしに、世間一般の協力も得、応援も得てこの仕事を進めていく。勧誘にいたしましてもあるいは集金にいたしましても、五へん行くところを三べんで用が足りるようになるのか、今まで三べん足を運ばなければならなかつたのが一度でも足りるようになる。今の状況からいいますと、逆に一度でいいところを三度も四度も足を運ばなければならぬということになりそうではなから、せめて今まで通り一度で済むところは一度で済むように、世間一般の協力、応援を得るようになつていかなければならぬと思ひます。そういう

う意味におきまして、加入者の会というものができておるようでありまして、これらはどういうふうにしてお進めになるつもりなのか。今のようなただ形だけで済まされておるのか、それともこれをもつと実質的に役に立つようなものにまで育てていかれる御方針なのか、承わりたいのであります。

○寺尾國務大臣 全く金丸委員の御所見のごとく、私もほんとうに心からさようにしなければならぬと思ひます。ことに他の金融機関等が勧誘に關しまして好条件等をもちまして、盛んに地方の農業関係の組合までが積極的

にやつておる。そういうときに郵政省が手をこまねいておる、そしてその協力が足りない、しかもそれが形式だけだといふようなことであれば、お示しのようにだんだんこれは保険なり年金が衰微をしていくという事は、全く金丸先生のおっしゃる通りだと思ひます。従つて加入者会でありまして、それが一般世間の大家にも協力をしな

らうというふうなことは、積極的に政府としてはやらなければならぬ。きわめてわずかではありますけれども、三十四年度にはこの予算も一応計上した、こういうことでもありますから、さらにその予算もよりふやして参りまして、こういうたものさやに成果あらしめるように、簡易保険あるいは年金等が上昇をいたしますために大きな協力をいたしたく、こういうことを積極的

の通りにつややつていきたい。全くお示し考へております。

○金丸(徳)委員 これで終ります。

○淺香委員長 森本靖君。

○森本委員 今の金丸さんが言われま

した加入者の会であります。これは今度の予算に組んであるというお話であります。が、今年が初めてですか。

○大塚政府委員 国の表向きの予算にその経費が認められたのは、来年度三十四年度が初めてでございます。

○森本委員 幾らですか。

○大塚政府委員 わずか七十万円でございます。

○森本委員 大臣が大きなことを言つて答弁をしたのが、全国で七十万円といふことであるとすれば、これは全く笑ひもならぬようなことになりま

す。それでも七十万円でも、これはや

らぬよりやつた方がましだといふことはいえるわけでありまして、そこで去年あたりまでやつておつた加入者の会といふのは、その経費はどこから出

ておるわけですか。

○大塚政府委員 加入者の会は従来差し繰りでやつておつたわけでございます。が、結局奨励費の中から差し繰つてやつておつたといふこととござい

ます。

○森本委員 それは、どこどこで三十三年度の加入者の会をやりましたか。

○大塚政府委員 全国で会の数が大体六百余りございします。それで実際に会合をいただきましたのは、必ずしもどこどこといふことではなしに、いろいろ経費の都合によつてやるところとやらないところがあるという状況であります。

○森本委員 別にこれは他意ある質問じゃないから、大臣もきげんを損ぜぬように聞いてもらいたいと思ひます。が、そういう非常に貴重な金であつて、ちょうど昨年、これは大臣も私も

同じ選挙区であります。が、大臣が高知の選挙にお歸りになったときに、初めて高知県でこの加入者の会が行われた。しかも郵政局の人々が来られて、それで大臣はおそらくそういう内容は詳しく御存じあるまいと思ひますが、加入者が集まつてきまして、そこへ大臣が行かれて一席あいさつをしていかれた。こういうことで、それも私は非常についででございます。けれども、

常についででございます。けれども、

とが実際に行われたのは何だろうかといふことで、そのときに事務当局の方々には、つまらぬことをやつて大臣のきげんをとるようなことをするもん

じゃないといふ意味の一言の注意を私は与えたことがありますが、これは同じ選挙区であつて私は一つも知らぬ。しかも私は逓信委員会に長いことおつて全然これを知らぬ。私は社会党の逓信部長もやつておるし、逓信委員会の理事もやつておつて一向に知らないといふことで、これはいつか機会があつたら

ら申上げておこうと思ひておつたわけでありまして、たまたまきょうは簡易生命保険法の一部改正において加入者の問題が出ましたので、こういうこともあつたといふことを一つ大臣も御記憶願つておきたいと思ひます。これは事務当局の罪でもないと思ひますけれども、将来は、こういうことはどなたが大臣になろうか、政務次官になろうか、こういうふうなやり方をするよりか公平なやり方をすべきであるといふことで、一言この際、質問しや

それから、そういう質問はやめにし
て、もとへ戻します。きのうこれは政
務次官の方に質問をいたしまして、政
務次官からは御答弁をいただいたわけ
であります。今日の簡易生命保険事
業の一番のあり方について金丸委員か
らも申されましたように、この資金の
運用の利回りの問題が一番ここでは問
題であります。それから、この最高額
の引き上げの問題についても考えてい
かなければならぬ。それからもう一点
は、この最高額の引き上げをやつて、
民間と一つの競争をするということ
をいつまでも繰り返すということより
も小額保険というものがやはり終戦前
にありましたように、簡易生命保険は独
占をして行方というようになことを基
本的に考えていかないと、いつまでた
つても民間保険との競争が行われてど
うにもならぬ。この問題と一つ真剣に取
り組んで考えてみなければならぬの
じゃないか、こういう点を申し上げた
ところが、全くその通りであつて、こ
れは将来大いに研究をしていこう、こ
ういうことでございました。それで最
高制限額の引き上げについても将来検
討して、なるべくなら引き上げるよう
な方向にいきたい、こういう御回答で
あつた。それからもう一つ、資金の運
用の利回りについては、これはやはり
もうちょっと利回りがよくなるような
方向においてやらなければならぬ。そ
れがためには法律改正ということにつ
いては、昭和三十三年の法律改正の
ときの経過を私が申し述べまして、政
務次官としてもそれは大いに尊重しな
ければならぬ、特に政府が長期信用銀行
それから興業銀行とかいうようなこと
について非常に考えておるようであり

ますが、それも今日の地方公共団体に
貸す分が満配になつたような現状にお
いてはけっこうである。しかしそれ
と同時に、やはり労働金庫あたりにも
これを貸し付けるというようなことに
ついても考えていっていいじゃない
か。そういうことはすべて含めて一つ
検討いたしましょう、こういうような
答弁でありましたが、これはおさらい
ではありませんけれども、一応大臣と
しても今私が言つたようなことにつ
いては、政務次官と同意見かどうかとい
うことをまずお聞きしておきたいと思
います。

○寺尾国務大臣 これは昨日政務次官
からお答え申し上げましたと同様であ
ります。私もさうに推進をして参る
決意でございます。

○森本委員 けっこうでございます。
そこでこの法案の内容であります
が、これはあとの附帯決議の問題とも
関連をいたしますので、ちょっと御質
問いたしておきますが、「第十七条第
一項に次のただし書を加える。但し、
第七条の二第二項又は第三項の規定に
より家族保険の被保険者となる場合に
ついては、この限りでない。」という
ことがあるわけでありまして、この条
項を具体的にちよつと説明を願いたい
と思うわけでありまして、これは大臣で
なくて、事務当局でけっこうです。

○大塚政府委員 最高制限額が十七条
で二十五万円ということにきまつてお
るわけでございますが、この家族保険
は、その子供が当然に被保険者になる
ということになっておりますので、た
えば途中で養子をもつたという場
合に、その養子が養子に来る前にす
でに簡易保険に入つておつた、ところが

その家がちよつと家族保険に入つて
おつて、その前に入つておつたのと来
てから適用になつた家族保険の保険金
額と、合せますと二十五万円をこえる
というような場合が出てくるわけであ
ります。しかしこれは全然悪意があつ
て超過契約をするわけではございま
せんので、そういう場合に限りてこの制
限額超過の例外を認める、こういう趣
旨の規定でございます。

○森本委員 それは養子縁組のときだ
けですか。この条項で見ると、一般の
子供の場合でも当てはまるということ
になるのではないですか、そうではな
いのですか。

○大塚政府委員 具体的な場合として
は養子縁組のほかにはちよつとないと思
います。ただそのほかの場合として
は、家族保険では生まれてから一カ
月間は子供は被保険者にならぬとい
うことになっておりますが、その一カ月
の間に普通の従来の保険に入られる
わけでありまして、一カ月の間に、生
れてすぐその日何かか普通の保険に
入つておつた、そして一カ月たぬう
ちに家族保険が何かにまた家族が全部
入つて、合せたらオーバーするとい
うような場合も含めるわけではござい
ます。

○森本委員 だから子供の場合でも、
そういうことはおそらく現実の問題と
してはないとしても、立法上は、これ
が子供の場合は、たとえばその一カ月
間と今度の場合の五万円と加えてこれ
が三十万円になつてもよろしいと、こ
ういう条項なんですね。

○大塚政府委員 そういう例外の場合
に限つてよろしいと、こういうこと
でございます。

○森本委員 それからきのうちよつと
質問をしかけました、現在の従業員に
対する保険の募集手当てについてはど
うなつておるか。それから契約雑費につ
いては現在どうなつておるのですか。

○大塚政府委員 募集手当ての支給は普
通局と特定局と異なりまして、普通局
においては第一回保険料の六〇%、そ
れから特定局におきましては第一回保
険料の一〇%、それに八万円以上の
高額の契約をとりました場合はその保
険金額の千分の二を加えた額というの
が募集手当てとして支給をされるとい
うことになっております。

それから契約雑費の方は、当該局に
おきましてつた契約の、これまた普
通局においては第一回保険料の四分
、それから特定局におきましては一割と
いうものが、その局の契約雑費として
配分されておるといふことになってお
ります。

○森本委員 高額の保険契約手当て
ありますが、現在八万円と千分の二とい
うことでありますが、これが家族保険
の場合、加入した場合にこれの全部の
合算になりますか、どうなりますか。こ
れはこまかいようですけれども、従業
員にとりましては募集する場合非常に
意欲に關係してくるわけでありま
すから、どうなりますか。

○大塚政府委員 まだ家族保険につ
いては、はっきり確定したわけでは
ございせんが、一応私どもの考
えておられますのは、この千分の二は契約者
といひますか、主たる被保険者、養老
保険のつく人の保険金額だけにける
というふうな考えております。

○森本委員 これは、よほどよくその
点は考えなければならぬ点だと思いま

すが、人を使うコツですよ。やはりそ
ういう場合、これを一般の養老保険と
同じようにしたら、そんなことをして
子供がやつぱりついていくと、子供の
場合の単独契約が今度は入れなくなる
わけですね。募集がしにくくなるわけ
です。そういう場合は親子保険、家族
保険の場合についてはやはりこれは合
算をやるといふふうな技術的な問題は
いかぬものですか。これはそうしな
いと、家族保険をやらずに一般の従来
の保険をやつた方がましだ。あとの一
般の家族に対する募集の余力が残るわ
けでありますから、その点はどうで
すか。

○大塚政府委員 御説もつともの
もございまして、要するに募集手当て
といひますのは、その保険を募集する
に要した実質的な性質、また報労的な意
味を含めたものでございまして、そこ
が保険金額は同じでございまして、家
族保険におきましては保険料が少し高
くなるわけでございます。というの
は、家族の分が入つておりますから、
従つて同じ率をかけまして、家族保
険の場合には少しよくなるということ
になるわけでございます。ただその場
合、配偶者及び子供の保険金額も合算
したものでございまして、その高額手
当てといひますか、千分の二というものを適用
したというお話でございますが、そ
うしますと普通の保険に對して非常に
割りがよくなりすぎますし、かつまた
その家族の分の保険金額というものは、
契約のときに必ずしも確定いたし
ませんで、その後子供が生まれれば
その部分がふえるし、妻が途中で離婚
をすればそれだけ減る。いわば浮動性
のものでありますので、これを基準に

してやるということもなかなかむずかしい問題でございますので、一応私どもとしては主たる契約者の分だけを対象にするというふうに考えております。

○森本委員 それは私も別に離婚が全然ないと言っておるわけでもない。それから子供が生まれないと言っておるわけでもない。この法律を読んだらわかるかと思いますが、そうかといつて、この場合に主たる契約者のみを対象とするということに、全部を一切がっさい合算するということもちょっと無理な点があるかも知れません。しかし他の保険と違つた何らかのものを考えてみる必要があるのじゃないか。あなたがおっしゃられるように全部主たる契約者だけということに、家族保険というところの妙味がそこにあるわけであつて、だから募集技術者に対してもその妙味を若干加味するということも考えていいじゃないか。全部が全部私は合算をせよということは無理に言うわけではございません。やはりそういうものを若干考へていった方が人を使うコツとしてはいいのじゃないか、こういうことを言っておるわけでありませう。これはここでどうしようかといつてきまるものではございませうから、おそらく組合当局とお話があるかと思ひますから、そういう点も十分考慮して、一がい主たる契約者ということだけではなしに、技術的にいまだ少し検討してみたらどうですか。

○大塚政府委員 私、先ほども、まだ確定したわけではございませんが、一応私が考へておる案はということに申

し上げたわけでございます。御趣旨もございませうので、なお確定までにはよく研究をいたしたいと思ひます。

○森本委員 先ほどの契約雑費であります。この契約雑費というのは普通局が四分で特定局が一割ということになります。私も決算委員の一人として決算委員会が三十一年度の決算の審議をいたしておりますが、その関係もあつてちよつとお聞きしておきたいと思ひますが、何か契約雑費について会計検査院から指示があなたの方に出ておつて、その指示が各郵便局の末端にまでいつておるやに聞いておりますが、どういふ指示になつておりますか。

○大塚政府委員 三十年の会計検査院だと思ひますが、会計検査院から、契約雑費が部内者の土気高揚にのみ多く使われておる、従つてこれを多々対外工作とか、あるいは周知宣伝にも使うべきではないかという指摘を受けました結果、三十年八月ごろからその使用について一応の基準を通知いたしましたことがございます。しかし、その後、特に特定局等におきましては絶対額が非常に少額でございまして、あまり使い方を指示するとかえつて効率的な使用ができないというような面もありましたので、その後実情を調査院等にもお話をしまして了解を得て、特定局についてはそういう制限を除いております。ただ、たしか報奨物品を従業員にやる場合に、一人当たり幾らをこえないようにといったような制限はまだ一部残つておりますが、対外工作にどうか、土気高揚に幾ら使えといふような制限は、特定局についてはなくなつております。ただ普通局におき

ましては、まだ契約雑費総額の三〇%を下らざる額を対外工作あるいは周知宣伝に使えといふような指示が残つておるといふ状況でございます。

○森本委員 そうすると、この契約雑費の会計検査院の指示というのは普通局だけ、三〇%を下らざるものを対外工作、周知宣伝に使え、こういうことですか。

○大塚政府委員 具体的にパーセンテージまで示されての指示を受けたものではなかつたかと思つておりますが、私もやりました結果、現在指示いたしておりますのはそういうことでござい

○森本委員 これは会計検査院の指示があつたらその通りやらなければならぬものでございませう。これは決算の報告書なんかで明確にこういう報告指示事項といふものが出ておるわけですか、決算の中に。

○大塚政府委員 当時の事情ははつきりいたしません。正式な指示事項としては国会報告には出ていないやうであります。結局こういう指示を郵政省が自発的にとるといふことにいたしましたので、会計検査院としては正式な指示をいたさずに終つた、こういうことであります。

○森本委員 これは正式に指示してもらうならば指示してもらつて論争してもいい問題だと思ひます。というの

これはやはりこういうふうなワケをはめてやるということではなしに、その当該郵便局において一番募集が得る形にこれを使えばいいのであつて、そういう目的でこの契約雑費というものは出しておるわけでありませうから、一番募集がしやすい環境にする。その場合は一般の国民に石けんなりタオルを配る場合もありませう、あるいはまた従業員が使われておる場合は土気高揚に使う場合もありませう。こういうものを一つ一つ明確に指示をして統一をしていくということは、保険募集の技術上の建前からいつても、私は不可解な指示だと思つております。だからこ

ういふふうなちよつとした指示が、あなたの方で下部に通告を出さなければならぬほど影響のきつい指示をするならば、正式に決算報告に出してもらつて、国会の場において論じてもらつた方がもつといひではないか、こう考へるわけですか。こういう点については、末端の郵便局から管理者も従業員も両方こそつてこういう通告を出してもらうといふことはかえつてやりにくい、こういうものは一切まかしておいてもらいたい、こういう声も強いわけなんです。こういう点は将来この問題を扱う上に當つては、特に通信委員会からもこういう強い御叱責と要望があつたと、これは速記録にも残りますので、この点を十分考へて、もし会計検査院あたりとのやりとりがあつた場合は、こちらの方の委員会等においてもそういう意見があつた、また事実現場の実態を見た場合にはそういうことも言えるといふことを、あなた方も強くこれは要望しておいてもらいたい。また会計検査院が言うからその通りや

りましたということでは、やはり保険事業の責任者としてちよつとまずいじやないか、こう思つておるわけですが、どうですか。これは大臣から聞いた方がいいと思ひますが、大臣は契約雑費の内容についておわかりですか。

——ちよつと誤解のないようにしておきたいと思ひますが、大体はつきり言ひまして、郵便局で一番うるさい仕事、またいやな仕事といふのは保険の募集の仕事なんです。それがためにこれは一般の民間から見ると、あるいは会計検査院等から見ると、優遇し過ぎるというやうなことも言われる場合もありませうけれども、保険の募集手当といふものを特別に出しておるわけなんです。これは正期に給与しておられぬ従業員の入る。その上にいふやうな対外工作費なりあるいは土気高揚という形においてこの契約雑費といふものが、今、保険局長が言われました普通局が四分、特定局が一割の保険料に当るものが出ておる。そうしてこれは歴史的に見ましても、従来とも特定局におきましても普通局におきましても、その当該局において局長なりあるいは課長なりが従業員ともよく相談をして、加入者にタオルを配つたらいふとか、あるいはチラシを配つたらいふといふやうな場合には、そういう方法もやつておりますし、あるいはまた場合によつては従業員が一ぱい飲んで土気高揚をやつて、そのあおりで行けといふやうなこともやつておる。大体そういう方面に使つておる率が多い。会計検査院といふのは、それはけしからぬといふことで怒つておるのですが、これは人間でありますから、ときどき油もさしてネジを回してやらぬと、なかなか勢

い込んで募集しにくいという面もあった、これは現場においては欠くべからざる金なんです。それを会計検査院が

りますが、この十一割と六割という違いはどこからきておるわけであります

か。

今言いましたような嚴重な指示をしてきておるわけです。大体会計検査院としては、おそらくこんなものは必要ないという御意見が高じて、必要ないと言ったところが、郵政省がねばったからこういう指示をしたのだろが、こういうものは一々そういう指示をせずに、当該郵便局の管理者なり、あるいはまた従業員がみんな集まってこういう方向に使った方がよろしいということとで、一番保険の募集のしやすい環境に合う方向に使った方がいいのであって、これを全国画一的にこういう指示を与えてやるということは、私はちょっと保険募集の技術上から見てもまずいのじゃないか、こう思うのです。が、大臣はどうでしょうか。

○大塚政府委員　いろいろありますが、特定局は地方で不便でありまして、募集にも相当能率が悪いというような点、あるいは特定局は総合服務でございしますので、保険にのみ専念できないという従業員も相当おるわけでありますが、そういう人たちの募集の困難を補う意味において経費の面で補いつけるというような点とか、そういういった要するに特定局方面が、普通局のあります都会地に比べて募集上困難性が多く、また能率が上げにくいというような点を考えて、かような差ができておるわけであります。

○森本委員　いろいろ説明がありましたが、これはその他の説明よりも定員の関係じゃないですか。

○寺尾國務大臣 お説の通りだと思ひます。これはほんとうに募集するその職員的身になり、氣持になり、しかも氣持になるばかりでなく、そういう人たちが、お示しのように進んで愉快に募集ができるということにすべきであるということとは、当然過ぎるほど当然のことだと思ひます。従つて、これはむしろ會計検査院の方に十分その点を徹底させるように、省としては説明をいたしまして、しかもそれは若干彈力性を持たせる、こういう全く森本委員の御指摘のような方法でこれを扱つていくということにいたすべきだ、かううに私は考えるわけであります。

○森本委員 今の大臣の御答弁でけっこうであります。

○大塚政府委員 定員と申しますと、先ほど申し上げましたように総合服務と事務者との關係というような点もございますわけであります。

○森本委員 ございますわけでありましてというよりも、それが主たる理由じゃないですか。そうじゃないと十一割と六割、五割違つておりますから——これはもう前の委員會でも、そういう答弁をはつきりと郵政省がしておるわけですが、これは定員の關係でしょう。

○小野説明員 必ずしも定員の關係ということではございません。と申しますのは、先ほど保険局長から答えましたように、都市の方面と農村關係というものは募集の環境が非常に違つてお

○大塚政府委員　いろいろありますが、特定局は地方で不便でありまして、募集にも相当能率が悪いというよ

うな点、あるいは特定局は総合服務でございまして、保険にのみ専念できないという従業員も相当おるわけですが、そういう人たちの募集の困難を補う意味において経費の面で補いをつけるというような点とか、そういった要するに特定局方面が、普通局のあります都会地に比べて募集上困難性が多く、また能率が上げにくいというような点を考えて、かような差ができておるわけであります。

○森本委員　いろいろ説明がありました。これはその他の説明よりも定員の関係じゃないですか。

○大塚政府委員 定員と申しますと、先ほど申し上げましたように総合服務と事務者との関係というような点もございますわけであります。

○森本委員　ございますわけでありますというよりも、それが主たる理由じゃないですか。そうじゃないと十一割と六割、五割違つておりますから——これはもう前の委員会でも、そういう答弁をはつきりと郵政省がしておるわけでありますが、これは定員の関係でしょう。

○小野説明員 必ずしも定員の関係と
いうことではございません。と申しま
すのは、先ほど保険局長から答えまし
たように、都市の方面と農村関係とい
うものは募集の環境が非常に違つてお

るわけでありませうけれども、農村方面にいきますと、農繁期についてはほとんど募集しにくいというような苦勞もありまして、比率を高くやつておるといふようなことが伝統的な実情になっております。

○森本委員 それは非常におかしい話でありまして、それなら都会地の無集配特定郵便局で募集したらやはりこれは十一割でしょう。それは概念的には普通局というものは都会地であり、それから特定局というものはいなかであるという考え方ですけれども、しかしそれなら東京都内の無集配郵便局が保険の募集をできぬかといへば、できぬことはない。すればそれだけの募集手当はついてくるわけです。そういう今、次官が説明したようなことも若干の加味はあるにしても、一番の根本はやはり定員の問題じゃないですか。定

員の算出の率が違うのでしょうか。普通局と特定局の場合、保険の方の率が違うのでしょうか。違うはずですよ。定員の算出根拠がそうじゃないですか。

○大塚政府委員 定員は、おっしゃられますように専務定員と総合服務定員というところで違いがあるわけでありませう。しかしそれだけではございませんで、先ほどから申し上げましたような募集環境の難易というような点もございます。それからもう一つは普通局に対しましては一般奨励費というものが特定局よりもよいに配算になっております。そういうものを総合いたしましたと——総合しても多少普通局が低くなると思います、そう六割、十一割そのままの差が出てくるというわけ

○森本委員　これはそう別に深追いを

いたしません。しかしどうもこれは昔からあなた方はすつきりしたことを言っておいて、国会になると案外すつきりしたことを言わぬので、特に繰り返し質問をしておったわけでありすが、今の問題はそれではこれでおしま

しよう。

今出ました奨励費の問題でござい
ますが、奨励費は普通局と特定局の場合
どういふふうな配算の方法をしておる
わけですか。

○大塚政府委員　奨励費は、従来は特
定局には契約雑費だけでございまし
て、奨励費というのはなかったのでご
ざいます。たしか昭和二十七年ごろ
だったと思いますが、特定局にも幾ら
か奨励費を配算することになったわけ
でございます。配算基準といえます
か、大休局の大きさを標準にして配算
をするというふうなやり方でありま

す。
○森本委員 大体局の大きさを基準にして配分するという野放図な説明はないと思うのです。一応各郵政局におい

ては人口、戸数あるいは局の規模とか従業員とか、いろいろなものを一つの対象として配算をしているはずなんです。しかしまあ、それは今すぐ言えなくてもなかなか言えないようでありますので、いいです。そこで、大体どのくらいいっておるわけでありませうか。その前に、特定局はどういう単位で奨励費を配算していますか。

○大塚政府委員 奨励費は各局ごとに配算をしておるはずでございます。それから配算の額といたしましては、総額が一億三千二百万円でございますし

て、そのうち普通局が七千万円、特定局が五千二百万円程度ということに

なっております。

○森本委員　一億なんぼということになりますと、無集配をのけて集配局だけになりますと、これはかなりの金額になるわけですが、特定局の場合は特定局毎々に配算してありますか。

○大塚政府委員 個々でございます。
○森本委員 それでは、今の局長代理のおるような特定郵便局では、年間大体どのくらいいつておるわけですか。数字が出ておりますか。——なければけっこうであります。ただ私がこういう問題を執拗に繰り返している真意を——保険局長も、小さいことは聞きませんから、一つよく聞いておいてもいい。私が小さな問題をいろいろ突っ込んで聞いておると、あなたの方も答弁が詰まったりして長くなりますので、私の言わんとするところは、ややともいたしますと——保険の募集手

当そのものは非常に明瞭になっておるわけです、これは個人給与でありますから問題はございません。ただいつも問題になりますのは契約雑費、それから奨励費というのがよく問題になるわけです。特にこの奨励費、契約雑費等は、犯罪になるかならぬかというきわどい問題が全国でも非常に多いわけでありまして、われわれとしては契約雑費なりこういう奨励費というものは、あくまでも純粹な意味における保険の募集成績向上のために民主的に使われるように、こういうことを言いたいわけであります。そのことを一つよく保険局長としては下部の方の現業に徹底をさせていただきたいということを考えておるわけでありますが、その点ど

うですか。

○大塚政府委員 御趣旨ごもつともで

のが運営されておる、こういうことであります。問題点であります診療所の方も、一日わずか二十一名だというふうなことも、むしろこれを一緒にする、総合して有無相通する診療が完了に近いものが期し得られるというところとあります。これは早急に十分検討いたしまして、御趣旨に沿うようなものを一つ検討してみたい、かように考えております。

○森本委員 それからも一つ、先ほどの老人ホームの件であります。今までの別府と熱海にできております。その後、当委員会においてもやかましく言われまして、次から次へとこしらえていくということになっております。別府と熱海の次は、どこに今できておりますか。

○大塚政府委員 今、北海道小樽市の郊外、朝里温泉に建設中であります。

○森本委員 この北海道については、当委員会でも、たしか推薦委員だったと思いますが、発言をせられて、熱海と別府にできたあとは北海道がもっともだということで、委員一同は賛意を表したことがありますが、それが幸いにして今北海道にできつつある、こういうことであります。その北海道のやつは三十二年度ですか。

○大塚政府委員 三十三年度予算でございます。

○森本委員 そうすると、三十四年度の予算には新しいのを組んでおるのですか。

○大塚政府委員 一カ所組んでございます。

○森本委員 今度は中あたりにできた一番無難であります。それは大体どういふところに作るつもりですか。

○大塚政府委員 まだ決定をいたしておりませんが、大体本州の中ごろ辺ということになりそうです。

○森本委員 本州の中ほどというところと云うことになって、なかなかわかりにくいのであります。私が聞いたところによりますと、具体的には有馬と白浜が候補地に上つておるようであります。郵政省としては、なかなかいずれにもきめかねておるような点があるわけでありまして、こういう問題はなるべく早くきめた方が私はいいと思う。あまり延ばしておりますと、いろいろ政治的に事が込んで参りまして、なかなかむずかしい場面があります。こういう点、私はどちらがいい、こちらがいいというのを申し上げませんけれども、おそらく郵政省は郵政省としての判断において、最も適当な地域に置くべきが至当であります。至当でありますけれども、あまりあつちにもこっちにも気がねしておつたのでは、いつまでもたつてもでき上らぬ。やはりこういう問題については一つの英断をもつてやらなければならぬのであります。から、こういう問題は極力早期に決定をして、そうして早くやるようにしておらいたいのなだというのを考えておるわけでありまして、これは政務次官、あなたはどうか。

○廣瀬政府委員 三十四年度には本州の中央あたりに作らなくちゃならぬと思つておられますが、場所につきましては、御指摘のように二カ所のなにも承わつておられます。今各方面からの調査を進めておられて、適当な場所に設置したいと思つておられます。

○森本委員 早急に一つ、これは決定せられますか。

○廣瀬政府委員 なるべく早く決定したいと思ひます。

○森本委員 なるべく早くという答弁が、一番都合のいい答弁であります。政務次官のことでありますから、その言を信用いたしまして、この問題をおきますが、この老人ホームを設置するについて、一言私は申し上げておきたいことがございます。それは私と武知元郵政大臣とそれから早稲田委員と三人で、昨年九州方面の視察をいたしました。その際に別府の老人ホームを若干見せていただいたわけでありまして、三人の意見が三人とも、この工事そのものについて、予算の額とてき上つておるところのこの建物を見た場合に、これはあまりにも貧弱ではないか、それからこの建て方、とり方というもののについてもあまり芳ばしくないではないか、こういう一致した意見でございました。おそらく全然先入観のない人があの老人ホームを見た場合、その予算その他を聞いてみた場合は、そういう意見が出てくるのは、私も、もつともなやり方ではないか、建て方ではないかという気がいたしました。これは一度建てると、なかなかその改築をしたり、やり直しをしたりするということとは困難なことであります。ので、建てる場所の決定等についても非常に重要でございますけれども、建てる際には十分そういう点については細心の注意を払つて、設計それからその他の工事等についても十分老人が生活しやすいように、また老人が休養しやすいようにという意思のもとに考えてやっていたいただきたい。私はまだ熱海は見せておられないのでそのことは言えませんが、別府のものについて

は昨年行つて見ましたので、そういう感じを率直に抱いて、報告書の中にもそういう意見が出ておるはずであります。だから今後建てる老人ホーム等については、そういう点を十分に考慮して万遺憾なきを期せられたい、こう思うわけでありまして。

そこで、時間も迫つて参りましたので元へ返りまして、簡易生命保険法の一部改正案についての家族保険がでることについて内務事務の複雑化ということについては、具体的にこの保険が始まりますとこれはどういう状態になつてくるわけでありまして。

○大塚政府委員 内務事務と申しましたけれどもいろいろございまして、まず契約締結事務から申し上げますと、被保険者の数が多くなるわけでございます。それから、それだけ告知義務その他に対する審査とかその他の点が多量に増加いたします。しかし子供のやつは申込書にも証書にもなるべく記載をさせない、最初は統計をとる必要上記載をさせますが、そういうふうな配慮もいたしておりますので、そう大して複雑になることはない。それから保険料徴収事務につきましては、これは全然同じでございます。ただ支払い関係におきまして、被保険者が多い関係で多少従来のものより多くなるということがあり得るというふうに考えております。

○森本委員 これを実行するに際しては十分にそういう点を考慮に入れて、現場に適切な指導を一つお願いしたいというのを要望しておきたいと思ひます。

それから、きのう私が申し上げました加入のできる年令の、特に配偶者の

点で、配偶者が妻の場合にあつては七年以内、夫の場合にあつたら十二年以内というところは、これは冗談でなしに、数字的な根拠が何かあります。か。

○大塚政府委員 結局この年令は、保険料計算の上から申しまして、私どもの方は夫の年令だけによつて保険料をきめるといふ建前をとつております。

しかし実際は妻との年令の差によつて多少保険料が違つてくるわけでございます。その差が年令があまり開きますと相当大きくなって、これを無視するといふことが困難になりますので、そのめどを大体保険料で七円五十銭以内の差ぐらゐにとどめたいという点を一つ考えたわけでありまして。もう一つは、実際の婚姻者の年令差を調べますと、妻が七才といひますか八才以上年長であるといふものは全体の〇・四〇程度であります。それから妻が夫より十二才といひますか十三才以上年下だといふのは全体の一・四〇程度でございます。ですので、これは数としてはきわめて少ない、従つて除外されても差しつかえないのじやないかということからきめたわけでありまして。

○森本委員 これは妻の場合にあつては七年以内といふことは、今日八年や九年のものはあると僕は思うのです。が、それはそれとして、一応こういう場合には夫婦で七年と十二年以内の差のものが全部で大体どのくらいあるかという調査はしてみたのですか。

○大塚政府委員 それは年令別に調査をいたしました結果、先ほど申し上げましたように八年以上年長がパーセンテージにしまして〇・四〇、それから十三才以上の年下が一・四〇というふうな数字が出たわけでありまして。

○森本委員 保険の数字からいくとそれは一応そういうことになるとしても、ほんとうを言うとは、これは憲法上からいってもこういう規定をきめるということ自体が私ははっきり言って人権じゅうりんだと思うのです。これは男女が一緒になるものが、七年以上だったらいかに、十二年だったらいかにぬということは、ほんとうを言うとはこれこそ私は野放しでけつこうだと思ふ。わざわざこういう規定なんか作る必要はないと思うが、あなたの方の良識において作っておるので、数字上必要だということでおそらくこれは作ったのだろーと思ひますが、本来からいえば私はこういう制限はあまり課すべきでないという趣旨がほんとうではないか、こう思うわけでは。

金を支払うというものを認めぬということとは、簡易生命保険のあり方からいってちよつとおかしい。これはやはり当然認めるべきである、認めべきではあるけれども、現在あなたたちのこの資産の運用あるいは簡易保険事業の会計のあり方からして、これだけの金が出てくるのは困難である、こういうこととて今回載せてないということになれば、先ほど来、質疑応答に出てきておりますところのいわゆる資産の運用の利回りが増加して、収入が増加してくるということになった場合には、当然この家族保険の保険金の倍額支払い、廃疾による保険金の支払いというものはやっていたいのではないかと思ふわけでありますが、ちょうどこれは前大臣と現大臣がおりますので、非常にけっこうでありますか、どうですか。

○寺尾国務大臣 お説の点は私も同感でございます。従つてこれをさらに検討いたしまして、そういう結果が現われましましたときにはさうに一つ考えるべきものじゃないか、かように考えます。

○森本委員 それから、先ほど金丸委員も言われておりましたが、契約者の団体貸付の問題であります。これはいつから中断になっておりますか。

○大塚政府委員 昭和二十八年運用再開になりましたときに、その必要がなくなつたというふうなことで中止をしたということになっております。

○森本委員 これは近く再開するといふ考え方はございませんか。

○大塚政府委員 先ほど大臣からも申し上げましたように、市町村以下の部落単位あるいはその他いろいろな施設をする場合に要望がございますので、われわれも再開の方針で今その方途を考究中でございます。

○森本委員 それはいつごろからやるつもりですか。私たちも非常にこれは要望を聞いておるわけでありましてので……。

○大塚政府委員 いつからと、今はつきり申し上げかねますが、できるだけ早くいたしたいと思つております。

○森本委員 本年の予算のいわゆる契約者貸付というものは、昨年の予算から見てどのくらいふえておりますか。

○大塚政府委員 十四億たしかふえておると思ひます。

○森本委員 そうすると、本年の予算の内部においても、この契約者団体貸付を復活しようと思ふならばできますか。

○大塚政府委員 これはできます。もつとそれで足りない場合は、多少また保留もございましてのできる予定でございます。

○森本委員 それから最後の問題であります。これは非常に簡単な問題であります。これは非常にこの家族保険ができた場合の一般の国民に対するPRの方法であります。実にかういふ点がまずいのではないかと、こう思ふわけでありまして。これは今の通信委員会あたりでも電波放送をよく論議をしておつて、しかもその放送の主管官庁である郵政省というものがこういふ電波や放送関係を利用して広告をするといふことを忘れておるのじゃないか。特に今の民間放送の利用という点については、広告といふことは一般の加入者には非常にきくわけでありまして。こういう点のPRを、今までのよ

うなこそくPRでなしに、もつと飛躍をした宣伝方法を十分に考へていつてもらいたいといふことを強く要望しておきます。

それから最後に、いつの法律案が通過するときでもそうでありますが、大臣なり政務次官なり事務当局というものは、御趣旨もつとも、その通りでございます。将来よく検討いたしまつたという返事がいつも多いわけでありまして。しかし、そのたびにそういうことが毎年繰り返されるという事項が多過ぎてあります。今回の法律案が通過するに際しまして、この間からいろいろ金丸委員からも専門的に皆さんに対して、前保険局長としての権威ある質問を行なつておるわけでありまして。皆さんの方も誠意のある答弁であるといふことは認めますけれども、ただここで答弁をせられるだけではだめでありまして、将来その方向に実行する、そういう努力が一番大事であります。で、そういう点を十分に大臣以下事務当局も考えられまして、ここで答弁をせられたことについては、今後は誠意を持って実行の方向に努力をするといふことを、一つ最後に大臣から御答弁を願つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○寺尾国務大臣 御指摘の点につきましまして、誠意を持ちまして、責任を持ちまして実行をいたします。

○浅香委員 他に質疑もないようでありますので、これにて本案に対する質疑を終局いたしたいと思います。御異議ありませんか。

○森本委員 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

これより討論に入るわけでありまして、討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

○森本委員 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。この際、森本君より発言を求められております。これを許します。森本君。

○森本委員 私はただいま議決された簡易生命保険法の一部を改正する法律案に對しまして、自由民主党、日本社会党の共同提案として次の附帯決議を付する動議を提出いたします。

附帯決議の案を申し上げます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

一、最近における経済情勢の推移並びに家族保険の創設にかんがみ、簡易生命保険の現行保険最高制限額をもつては、簡保事業の使命を果すにじゅうぶんでないと認められる。

よつて政府は、なるべく近い時期に、右最高制限額を引き上げるよう措置すべきである。

二、簡易保険の経営の趣旨にかんがみ、政府は、保険料率の引下げ、福祉施設の拡充強化等契約者サービスの向上を図るよう努力すべきである。

三、家族保険創設の趣旨にかんがみ、政府は、加入対象から除かれてゐる父子世帯及び母子世帯の経済生活の安定を図るため、母子保険等の実施について研究を進めるべきである。

右決議する。

ただいま附帯決議の案文を申し上げましたが、すなわち、第一点の簡易生命保険の保険金の最高制限額につきましては、去る第二十八回国会において、二十万円を二十五万円に引き上げる際、本委員会は全会一致をもって、「政府は、なるべく近い時期に、最高制限額を引き上げるよう措置すべきである。」旨の附帯決議を付したのであります。すなわち、昨年二月当時すでに現行制限額では不十分であるという意思表示がなされたのであります。このたび新たに家族保険の制度を創設することとなり、その趣旨は、家族全体を一同として被保険者とし、家庭の経済生活の安定を確保しようとするものでありますから、従来の個人を単位とする場合に比し保険金最高制限額はさらに高められなければならないのは当然であります。離縁、養子縁組等によって、新たに家族保険の被保険者となったものが、すでに単独で簡保の被保険者となつていますと、その保険金額は家族保険の保険金額と加算されるため、二十五万円の制限額をこえる場合が生じ、本改正案においては、この点に関する救済規定がありますが、このことは、家族保険の創設により、現行保険金最高制限額が低きに失するに至つた一つの例証であります。よって、なるべく近い時期に保険金最高制限額相当額引き上げる必要があるというのが第一点の趣旨であります。

第二点は、まず保険料率の引き下げであります。現行保険料率は、一例を三十年養老金期間払い込み、契約年令三十才、保険金額十万円の場合によりますと、保険料月額、民保二百八十

円、簡保二百七十円、農協生命共済二百六十円という状況になっておりますが、民保は近々料率を大幅に引下げると聞き及んでいます。その結果、簡保は他のいすれより高率となりますから、簡易保険法の第一条の目的に従ひ、国民の保険的保護を万全ならしめるためには、簡保においても経営の許す限り保険料率の引き下げを行うべきであると存じます。次に、加入者の福祉増進であります。現在福祉施設としては、診療所二十八カ所、保健ホーム二カ所その他の施設がありますが、決して十分とは言いがたく、加入者の熾烈な要望にこたえるため、各種施設の拡充強化をはかり、保険料率引き下げと相俟つて契約者へのサービス向上をはかるべきであるというのが第二点の趣旨であります。

第三点は、このたびの家族保険においては、父子世帯及び母子世帯の加入は除外されているため、特に四十七万余の多数に上る母子世帯はその恩恵に浴することができないので、現在社会的保護を最も必要とされているこれら世帯の経済生活安定のため、母子保険等の実施について研究を進めるべきであるというのがその趣旨であります。

よって、政府は、簡易生命保険事業経営の本来の目的のため、以上の三点について、これが実現に努力すべきであると存じますので、右の附帯決議を付したいと思ふのであります。各位の御賛成をお願いする次第であります。

○浅香委員長 ただいま森本靖君より提出の動議の通り本案に附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり」〕
○浅香委員長 御異議なしと認め、森

本君提出の附帯決議を付することに決しました。

この際、寺尾郵政大臣より発言を求められております。寺尾郵政大臣。

○寺尾国務大臣 本法律案改正につきましては、連日真摯な御審議を賜りました。ただいま可決を賜りましたことは感激であります。同時に、これらにつきましての附帯決議をもたないまじうお願いをいたしました。この三点につきましては、特に留意をいたしまして、責任を持ってこれが実現を期したい、かように考えております。まことにありがとうございます。

○浅香委員長 本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり」〕
○浅香委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次会は三月四日水曜日午前十時より現事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

〔参照〕
簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇二号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕